

第1回小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会（議事概要）

- ・日 時 平成23年6月10日（金）16:00～18:00
- ・場 所 市役所本館2階市長応接室
- ・出席者 佐々木委員、肘井委員、結城委員
(事務局) 総務部次長、総務課長、係員
- ・配付資料 1 小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会設置要綱等
2 市職員による政治資金規正法違反について
3 小樽市機構図（H23.3.1現在）
4 政治資金規正法（事件の関係部分の抜粋）
5 小樽市庁達（統一地方選挙における職員の服務規律の確保について）
6 懲戒処分関係規程、基準等
7 政治資金規正法違反事件に関する市民の意見等

【中松市長挨拶】

【各委員に委嘱状交付】

1 議題

(1) 委員長、副委員長の互選について

- 互選により、委員長に肘井委員が、副委員長に結城委員が選出された。

[事務局の確認について]

- 事務局は、基本的に、総務部次長、総務課長、職員課長(6/10は欠席)のほかに、事務補助として1名が会議に入ることを確認した。

(2) 資料の説明について

【資料1 小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会設置要綱】

(事務局 資料説明)

[守秘義務(第6条)について]

- この委員会だけで知り得たもの、かつ、秘密に値するものとするものについて、守秘義務の対象とすることとした。

[市民の声の聴取について]

- 6月3日の議会の特別委員会で、要綱（案）として、市民を含む4名の委員の予定を示していたが、中立性の確保が困難と判断をし、学識経験のある3名で進めることとして要綱が定められた経過を確認した。
- 市民が本委員会に入らないことから、どう市民の声を聴くのかについては、適宜委員会で検討して然るべき方法を考えることとした。

[会議の公開について]

- 関係職員等のヒアリングなどがあるので、原則的には非公開とするが、一定の要件、一定の必要性のもとに公開も検討し、委員会で決定することとした。

[委員会の所掌について]

- 委員会の所掌は、第2条に規定されている、1、事件の全容の把握、2、事件の原因の調査、3、再発防止策の検討、であり、その任務を遂行するためには、タブーを設けないというぐらいの気概で議論に当たることとした。

[調査対象について]

- 要綱では第1条で、小樽市職員の政治資金規正法違反事件の調査等とあるが、第2条の調査検討の対象としては、事件の全容の把握、事件の原因の調査となっており、当然、市のみに限定されるものではなく、後援会、議会、労働組合なども対象とすることとした。

【資料2 市職員による政治資金規正法違反について】

(事務局 資料説明)

(事務局から、これまでの議会での議論経過を説明)

[パーティー券の販売等について]

- 委員から、後援会事務局長のパーティー券販売の依頼経過、市長選挙の後援会の事務局長等と市OBの関わり、パーティー券を返却した職員の理由などを確認したい旨の意見があった。
- その他、委員から、刑事処分を受けた職員の現在の役職及び市の懲戒制度について確認があった。

【資料3 小樽市機構図】

(事務局 資料説明)

【資料4 政治資金規正法（事件の関係部分の抜粋）】

(資料説明省略)

【資料5 庁達（統一地方選挙における職員の服務規律の確保について）】

（事務局 資料説明）

【資料6 懲戒処分関係規定、基準等】

（事務局 資料説明）

〔パーティー券販売の該当項目について〕

- 委員から、パーティー券を売る行為が、懲戒処分の基準のどこに該当するかについて確認があった。

【資料7 政治資金規正法違反事件に関する市民の意見等】

（事務局 資料説明）

〔年間に寄せられる市民の意見について〕

- 委員から、今回の件に関わらず、年間どれくらいの件数の意見があるのか、過去3年程度の状況を調べてほしい旨の依頼があり、次回までに事務局が確認することとした。

（3）委員会の運営について

〔今後の委員会の日程について〕

- 委員会の活動状況にもよるが、およそ8月いっぱいを目途として、9月議会までの報告を目指す。

〔調査方法、調査対象について〕

- 委員から以下の意見があった。
 - ・ 刑事処分を受けた方、後援会の事務局長、市長から話を聴く必要があるのではないか。
 - ・ 原因が慣行にあるということであれば、過去に遡る必要がある。基本的には現役職員を中心に話を聞くが、必要により退職者の協力をいただきたい。
 - ・ 新谷市長が3期、山田市長が3期、5者共闘的なものの流れの中で起きた事件だというのが一般的な印象だ。その流れの延長なのか、あるいは今回特別に起こったことなのかという、原因の調査から始まると思う。場合によっては退職者、市役所外部の人などにも話を聞く必要があるのではないか。

〔市民意見の反映について〕

- 調査委員会から一般市民が外れ、全員法律関係者となった。市民感覚を反映させるため、市民の意見を聴く方法を検討することとした。

- ホームページなどでのパブリックコメントなど、その手法について次回検討することとした。

【議事録の公開について】

- 議事録は、できるだけ公開することとした。

【次回の日程等について】

- 次回は、ヒアリングの対象者や進め方について協議することとした。
(調整の結果、次回は6月21日(火)午後6時からの開催を予定)